

国際第3委員会の活動

<方針>

- ①アジア・オセアニア地域における特許制度の調査・研究
- ②アジア・オセアニア地域の特許制度に関する情報発信
- ③アジア・オセアニア地域の特許制度についての意見発信

<調査・研究活動>

- ①韓国・台湾における権利行使に関する調査研究
- ②中国における権利行使に関する調査研究
- ③中国における権利取得に関する調査研究
- ④インドに関する特許制度の調査研究

<情報発信活動>

- ①中国特許制度の紹介(知財管理4月号掲載)
- ②アジア・オセアニア諸国での特許取得上の留意点(2006年5月)
- ③中国特許出願における拒絶理由への対応方法(知財管理6、7月号掲載)
- ④中国における特許権取得上の留意点(2006年9月)
- ⑤中国における現地発明の取り扱い(知財管理1月号掲載)

<意見発信活動>

①相手国への派遣

6つの海外派遣団に23名が参加

訪問先:中国、韓国、台湾、ベトナム、マレーシア、インド、インドネシア

②日本国政府等への意見提出

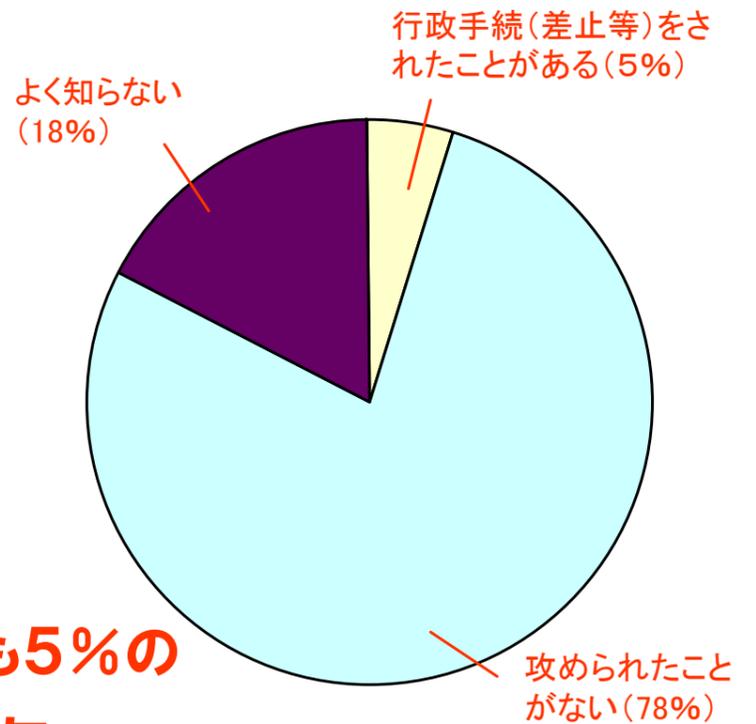
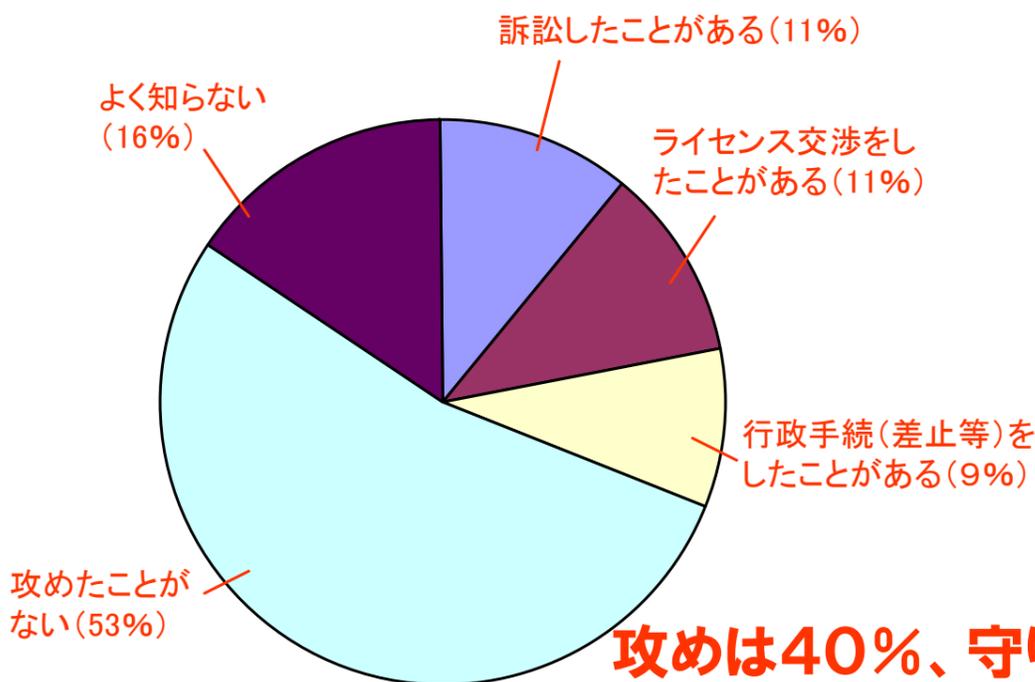
特許庁 国際課への意見・議題提出:7回

政府機関・外部機関との意見交換:20回

中国の権利行使に関する調査研究活動

中国で特許訴訟なんてまだまだ先だよね？

いえいえそんなことはありません。2006年度アンケート(44社回答)



攻めは40%、守りでも5%の企業が訴訟に関与

権利行使したことがありますか？(攻め)

権利行使されたことがありますか？(守り)

中国の特許訴訟は日本や米国と同じ？

いえいえそんなことはありません。

- ◇ 貴方が警告書を送付したら、侵害者は逃亡？
- ◇ 貴方の証拠がすべて偽物といわれたら？
- ◇ 貴方は勝訴したら一安心？

現在、国際第3委員会で作成中の

「中国特許権利行使実務マニュアル」

の一部を紹介します。

警告送付後、相手方は逃亡等する可能性もあります。

警告の送付は慎重に行うべき。

- ◇中国に内容証明郵便はない。
- ◇警告書の内容を公証、EMSなどで送付する方法あり。(時効中断の効果あり)
- ◇安易な警告書の送付は要注意(逃亡、被告有利な地での非侵害確認訴訟)
⇒その後に提起した特許侵害訴訟も相手側の地方裁判所へ移送。

貴方が提出する証拠はことごとく偽物といわれるでしょう。

証拠については証拠能力を否定できないようにすべき。

- ◇証拠:書証、物証、視聴覚資料、証人証言、当事者陳述、鑑定結果及び検証記録(民事訴訟法63条)
- ◇これらについては(コピーを除き)等しく証拠能力を有する。
- ◇外国の証拠:公証+領事認証必要、中国内の証拠:公証により証拠能力向上
- ◇証拠能力を上げるために公証が有効。
 - ・ 公文書、公証済みの書証、物証の証拠能力は高い。
公証の無い書証、人証の証拠能力は低い。
- ◇証拠収集の際にも:公証人の立会いは証拠能力を高めるのに極めて有効。
- ◇証拠の輸送も注意必要:証拠の同一性を担保する必要あり
- ◇公認の鑑定機関の活用を検討する。

判決後、相手方は逃亡する可能性もあります。

判決履行のため強制執行は常に念頭におくべき。

⇒判決の発効日から6ヶ月以内。会社の所在地など準備は整えておく必要あり。